

新寮生活の手引き2012

～寮生活の心得・きまり～



学校法人 岩田学園 樟 英 寮

〒870-0936 大分市岩田町1丁目1番1号

Tel(097)558-3007

も く じ

	ページ
概 要 -----	2
入寮および退寮 -----	4
1. 入寮手続き -----	4
2. 入 寮 -----	4
3. 退 寮 -----	5
日 課 表 -----	6
日課 と き ま り -----	7
1. 起 床 -----	7
2. 清 掃 -----	7
3. 朝 食 -----	7
4. 登校・昼食・帰寮 -----	7
5. 入 浴 -----	8
6. 洗 濯 -----	8
7. 外出・門限 -----	8
8. 夕 食 -----	8
9. 学 習 -----	9
10. 就寝・消灯 -----	9
11. 試験前の学習・消灯就寝・消灯 -----	9
12. 寮生企画イベント -----	9
その他の心得・きまり -----	10
1. 服装・所持品 -----	10
2. 医療・衛生 -----	10
3. 電話の利用 -----	10
4. 面 会 -----	10
5. 金銭の取り扱い -----	10
6. 施設・設備・備品の使用 -----	11
7. 帰 省 -----	11
8. その他の注意事項 -----	11
保護者の皆様へ -----	12

岩田学園生徒寮(樟英寮)概要

○目的

岩田中学校・高等学校の教育方針を共同生活の場面で具体化し、学習に専念できる場として、男子生徒のために生徒寮(樟英寮)を設置します。

◇岩田中学校・高等学校の教育方針

1. 質が高く、きめ細かな指導により、社会に有益な人材を養成します。
2. 不正やいじめを許さず、公平と正義を重んじる心を養います。
3. 生徒との対話を通して、人を思いやる心を育てます。

○寮生五訓

- 一、勉学に励み、努力を積み重ね、自分の才能を伸ばします。
- 二、友人を尊敬し、信じ合い、自らは謙虚に努め、互いに絆を深めます。
- 三、自ら試練を乗り越え、忍耐を養い、友人を支えることができる人になります。
- 四、寮の規則を遵守し、規範意識を高めます。
- 五、親に感謝し、兄弟姉妹と仲良くし、家族を大事にします。

○指導方針 …Hop Step Jumpの6年間

教職員の指導のもとに、規律ある生活をとおして、規則正しい学習態度を体得するとともに、寮生の自主的な活動により、他人を思いやることのできる調和のとれた精神が養われるようにつとめます。

◇HOP! …寮生活に慣れる

寮生活の中心はあくまで勉学です。中1・中2の寮生(以後低学年という)に対しては、基礎基本の習得を徹底して指導します。これによって得られる高い学力を背景に、岩田生としての自信とプライドを培います。岩田学園が重んじる「自ら学ぶことの意味と喜びのわかる心」、「自分で考え、自分のことばで語れる人間」、「想像力の豊かな人間」などは、高い学力に裏打ちされた自信とプライドがあってはじめて活かされると考えるからです。

◇STEP! …寮運営の中核として活動する

中3になると学校で外部模試を受験し、自分の学力レベルが全国規模で把握できます。中3以降、高等学校2年生の期間(以後高学年という)までに弱点科目克服をめざします。また生活面でも、寮運営の中心となります。この過程で「強靱な心身」などがやしなわれます。

◇JUMP! …あらたなステージへ羽ばたく

高等学校3年生(以後高3という)は、それぞれの希望の道へ向かって受験勉強に励みます。こうして本校の教育方針を身につけ、だれからも信頼される青年となって、寮から巣立ちます。

○組織

寮監長 1 名，寮監，寮母，および岩田中学校・高等学校の教職員が生活・学習指導にあたります。食事のしたく，および洗濯は，それぞれ専門の職員が担当します。

○形態

学年の人数にもよりますが，中学生は 2 人以上の相部屋，学年が上がるにつれて相部屋の人数を減らし，高校 3 年生は完全個室になります。学習は低学年は学習室，高学年は原則として居室でおこないます。

食事は 3 食とも食堂でとります。

入寮および退寮

本学園は、校区制という制約を受けず、学びたいものが広く集まる学校です。通学が困難な遠距離の生徒のみならず、計画的かつ自主的な学習環境を求める生徒のために寮を設置しています。

1. 入寮手続き

- (1) 入寮は県内、県外を問わずできます。大分市内などの通学可能圏内の生徒も申し込むことができます。
- (2) 入寮希望者全員に対し、寮監長が審査・面談を行い、入寮の許可・不許可を決定します。
- (3) 入寮を許可された生徒は、所定の入寮申込書に必要事項を記入のうえ、入寮費を添えて学校の事務室に提出してください。入学者登校日に、寮の説明会をおこないます。
- (4) 入寮は年度初めを原則とし、寮監長がこれを許可します。

2. 入寮

(1) 準備品

入寮の際、下記のものを用意してください。

教材（教科書、辞書、参考書等）

文具（ノート、筆記用具、プリント用ファイル等）

寝具一式（掛け敷き布団、毛布、枕等：季節ごとに取り替えて下さい）

※長期休暇中は持ち帰り、手入れをお願いします。出入りのクリーニング業者に依頼すればクリーニング、休暇中は業者が保管、帰寮日に搬入が可能です。

衣類（学生服、体操服、普段着、下着、靴下、ハンカチ等）

履き物（通学靴、体育館シューズ、上履き（スリッパまたはゴム製のサンダル）、外履き）

※寮内の外履きとして別にサンダル等があると便利です。

洗面入浴用具一式（洗面器、タオル、ボディーソープ、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉等）

くずかご、傘

衣装ケース（数段の引き出し式で、ロッカーに入る横幅45cm×奥行き45cm×高さ約60cmの寸法のもの。）

健康保険証（病気やけがをしたときは、健康保険証が必要です。現在保護者が加入している各保健組合の寮生本人の健康保険証を、寮事務室に預けておくようにして下さい。）

※所持品にはすべて「寮生番号」を明記しておいて下さい。寮生番号は入学者登校日にお知らせいたします。

(2) 寮に持ち込んではいけない物

○貴重品、図書カード、商品券等、また、その他、高価なもの。

○火災および事故防止のため、電気ポット、ドライヤー等の電熱器機、花火、ライター等の火気の持ち込みは厳禁とします。

○家具、電気製品、ゲームやカード等の玩具類、その他寮生活にふさわしくない物品は、持って来ないでください。また目覚まし時計は、他人の迷惑になります。持ち込まないでください。

※所持品は多すぎると整理、整頓がうまくいきません。できるだけ少なくしてください。

(3) 住民異動届

入寮すると、住民異動届の手続きが必要になります。それぞれの現住所の市町村役場の住民課で手続きをとってください。転入届は入寮式の時に作成していただきます。その際は、認め印が必要となります。市役所への提出は学校で一括して行います。

3. 退寮

(1) 退寮を希望する場合は、保護者が寮監長、担任、学年主任とよく話し合い、寮監長が許可します。その場合は退寮届を学校の事務室に提出してください。

(2) 退寮は月末を原則とします。月の途中で退寮する場合には、原則として寮費の払い戻しはしません。

(3) 退寮後の住まいは、自宅または学校が適正であると認めた家庭に限ります。

(4) 次の各項に該当した生徒には、退寮を命じることがあります。

○いちじるしく寮生活のきまりに違反した生徒（特に、無断外泊、夜間無断外出、喫煙、飲酒、器物破損、火気の使用等）

○故意にきまりに違反したり、他人に迷惑をかけたたりするなど、共同生活に適さないと認められた生徒

○健康上の理由により、寮生活に適さないと認められた生徒

(5) 退寮した生徒は、しかるべき理由のない限り復寮できません。

日課表

時刻	平日	時刻	土曜日	時刻	休日
6:50	NEWS or BGM				
7:00	起床			7:30	起床
7:10	清掃			7:40	朝食
	朝食		平日の朝と同じ	8:20	学習
7:50	着替え 洗面・準備			8:30	学習
8:10	登校完了			9:45	休憩
12:25	昼食			10:00	学習
13:05		12:55	放課	11:30	清掃
			昼食	11:45	昼食
15:30	放課		自由時間 (部活・入浴・外出)	12:30	自由時間
	自由時間 (部活・入浴・外出)	17:30	門限		
17:40		17:40	夕食	17:30	門限
17:50	夕食				以下平日に同じ
18:30	休憩	18:30	入浴終了		※ミーティングは ありません。
18:50	入浴終了 ミーティング		自由時間		
19:00	学習	20:00	学習		
21:00	休憩	21:00	休憩		
21:30	(低学年) 学習 (高学年) 学習	21:30	(低学年) 学習 (高学年) 学習		
22:30	就寝準備 消灯	22:30	就寝準備 消灯		
22:50	就寝	22:50	就寝		
23:30	就寝準備 消灯	23:30	就寝準備 消灯		
23:50	就寝	23:50	就寝		

※ただし高3は、事前に届け出ることにより、午前1時まで延長学習を認めます。

日課ときまり

本学園の寮における平日、土曜日、休日等の扱いは、原則として学校の行事表にあわせます。日曜日であっても授業を振り替えて平日の授業をおこなえば、寮でも平日の日課になります。

また、考査、長期休業日、その他の行事等の期間中やその前後には、日課を変更することがあります。

寮の1日の生活は、5ページの日課表に従います。以下の心得、きまりを守り、健康的で規則正しい生活をしましょう。

1. 起床

- (1) 起床10分前から音楽やニュース番組の放送を始めます。起床の準備をしましょう。
- (2) 起床後はベッドの上や周囲を整頓し、すみやかに着替えをしましょう。

2. 清掃

- (1) 清掃場所は、居室、学習室、廊下、階段、便所、その他の共同の場所です。
- (2) 上記の場所を全員で分担して清掃します。分担は別に定めます。
- (3) ゴミは各居室、各清掃区域ごとに責任をもって指定の場所に分別して運びます。
- (4) 長期休業等の前には大掃除を行います。

3. 朝食

- (1) 朝食は定められた時間内にとります。食事は必ず食べるようにしましょう。
- (2) セルフサービスです。マナーを守り、自分のことは自分でしましょう。

4. 登校・昼食・帰寮

- (1) 登校の際は、電気機器のスイッチを切り、居室の戸締まり、消灯を確認してから出かけましょう。
- (2) 服装は学校できめられたものを着用し、きちんとした身なりで登校しましょう。
- (3) 学校の日課表をよく確かめて、忘れ物のないようにしましょう。
- (4) 登校後、8時10分までは許可があれば寮に入ることができますが、特別な場合を除いて登校後から放課までは寮には入れません。昼食時も食堂以外の場所に立ち入ることは禁止します。
- (5) 昼食は所定の時間内に、寮の食堂でとります。平日は午後1時5分までに学校にもどり、午後からの授業に差し支えないように心掛けましょう。
- (6) 帰寮後の自由時間は部活動、入浴、買い物、散歩、読書、休息等の時間として有意義に活用しましょう。

5. 入浴

- (1) 毎日定められた時間内に入浴し、いつも清潔にしておきましょう。
- (2) 上がる時は浴室内でよく体を拭いて、脱衣室の床を濡らさないようにしましょう。
- (3) 洗髪をしたときは、よく乾かして風邪をひかないようにしましょう。
- (4) 入浴用具や衣類等を、浴室、脱衣室等に放置しないようにしましょう。
- (5) 浴室では、軽い気持ちの小さなふざげが、大きなけがや事故のもとになります。十分気をつけましょう。

6. 洗濯

- (1) 洗濯は専門の職員が行いますので、入浴時に各自所定の場所に出しておきましょう。
- (2) 仕上がった洗濯物がある場合は、必ずその日のうちに自室に持ち帰りましょう。
- (3) 無記名の衣類等は、洗濯が終わっても持ち主に返すことができません。必ず、襟首のラベル等に寮生番号を明記しておきましょう。
- (4) 洗濯は業務用の洗濯機・乾燥機を使用しますので、洗濯に出せる衣類等には制限があります。特に、手洗いを必要としたり、乾燥機に適さないような素材の衣類等は、持って来ないようにしましょう。

7. 外出・門限

- (1) 平日および土曜日の外出は放課後一度帰寮してから、また休日の外出は昼食後12時以降とし、門限は平日は午後5時50分、その他はいずれも午後5時30分とします。ただし、考査前や考査中または授業変更等の事情により外出時間が変更されたり、制限されたりすることがあります。
- (2) 外出の際は、外出届簿に行き先と帰寮予定時刻を詳しく記入し、寮母（寮監）に報告してから出かけます。
- (3) 外出中に、やむを得ず予定を大幅に変更する場合は、電話で寮母（寮監）に連絡をとって指示を仰ぐようにします。
- (4) 時間外に外出する時は、寮監長の許可が必要です。
- (5) 部活動で遅れる場合も午後6時を限度とします。

8. 夕食

- (1) 決められた時間内にとります。
- (2) 間食を避け、好き嫌いをしないで、食事をきちんととるようにしましょう。

9. 学習

- (1) 全員が自分の席で、決められた時間を学習に専念します。消灯後はいかなる事情があっても学習はできませんので、上手に時間配分をして効率のよい学習をしましょう。
- (2) 寮の学習は学校での授業の予習、復習が中心になります。積極的に取り組み、授業をわかりやすくすることを心掛けましょう。
- (3) 学習開始前に用便等をすませ、時間中はむやみに席を離れないようにします。
- (4) 生徒同士の私語、物品の貸借等つつしみ、他の人の迷惑にならないようにします。特に生徒間の質問応答は、周囲の者だけでなく、質問される者にとっても迷惑なものです。気をつけましょう。
- (5) 学習時間中の他室訪問や飲食は禁止します。
- (6) 学習室には教科書、参考書、学習用具以外の物品は持ち込まないようにしましょう。

10. 就寝・消灯

- (1) 低学年は午後10時50分、高学年は午後11時50分が消灯です。
- (2) 消灯後は翌日に備え、十分な睡眠をとりましょう。
- (3) 用便や歯磨きは必ず消灯前に済ませ、消灯後には立ち歩きをしないように心掛けましょう。

11. 試験前の学習・消灯

- (1) 考査1週間前から学習時間を1時間延長します。
- (2) 休憩時間等を短縮し、消灯時間が遅くならないようにします。
- (3) 詳細は次の通りです。

前段学習 18:40～21:20 (2時間40分)

後段学習 低学年 21:30～22:50 (1時間20分)

高学年 21:30～23:50 (2時間20分)

消灯 低学年 23:10

高学年 24:10

12. 寮生企画イベント

寮生自身の企画・運営で楽しめるイベントを開催する予定です。

その他の心得・きまり

1. 服装・所持品

- (1) 派手な服装は避け、清潔でさっぱりしたものを着用しましょう。
- (2) 登下校の際は、通学生と同じように、学校で定められたものを着用します。
- (3) 寮内、外出時および帰省の際の服装は特に定めませんが、目に余る場合は規制をすることがあります。
- (4) 書籍、印刷物、玩具等で寮生として好ましくないと判断される物は、持ち込まないようにします。

2. 医療・衛生

- (1) 病気やけがなどの場合は、すみやかに寮母（寮監）に届け出て、その指示に従います。通院が必要と判断した場合はタクシーを利用していただきます。
- (2) 特定の持病やそれにともなう常用薬があれば、前もって届け出ておきます。
- (3) 病気やけがなどで欠席が長引く場合および自宅治療が必要な場合、また、インフルエンザ等の伝染性のある病気にかかった場合には、原則、完治するまで帰省していただきます。帰省できない場合は近隣の病院で入院してもらうこともあります。

3. 電話の利用

- (1) 寮生が門限以後に使用できる電話は、寮内に設置してある公衆電話です。
- (2) 使用可能な時間は、21時30分以前の自由時間および休憩時間です。
- (3) 電話の取り次ぎは(2)の時間に準じます。その他の時間帯とくに学習時間には、急を要する場合を除き電話の取り次ぎはしません。
- (4) 待っている人の身になって、3分以内で済ませるように心掛けましょう。

4. 面会

- (1) 寮内で寮生に面会できる者は、保護者ならびにこれに準ずる者および本校の学友とします。
- (2) 面会する場合は、必ず寮事務室に身分証明書（免許証等）を提示し、面会簿に必要事項を記入し、許可を受けて下さい。
- (3) 面会の場所は食堂ホールまたは面会室としますが、保護者およびこれに準ずる者は許可を受けて居室で面会することもできます。

5. 金銭の取り扱い

- (1) 1ヶ月分の小遣いは、毎月初めに定められた金額を寮生名義の預金口座から引き出しますが、本人には直接渡さず全額を寮事務室（寮母）で預かります。
- (2) 寮生は必要に応じて、その金額を寮母に申し出ます。
- (3) 申し出の際は、金銭出納簿に自分で金額を記入し、寮母に提出して金銭を受領します。

- (4) 紛失の恐れがありますので、引き出した金銭が余った場合や帰省時に自宅から持ってきた金銭がある場合等には、必ず寮事務室に預けて手元に残さないようにします。
- (5) 寮生の扱える金銭は、毎月決められた小遣いだけです。これ以外に金銭が必要になったときは、寮生名義の口座から希望額を引き出す手続きが取れますが、この場合は必ず保護者が直接寮母に申し出るようにします。

6. 施設・設備・備品の使用

- (1) 寮の設備や備品を無断で使用したり、移動させたりしないようにします。
- (2) 施設、設備および備品の破損や紛失は、速やかに届け出て弁償します。
- (3) 釘、ネジおよびこれに類する物の使用は必要最小限にとどめ、けがなどのものにならないようにしましょう。
- (4) 衛生管理上、厨房の中には絶対に入らないようにします。

7. 帰省

- (1) 春、夏、冬の長期休業日、5月の連休および本校の入学試験期間中は、原則として寮生は全員帰省します。
- (2) 前項の休業日を含めて月に1回程度の帰省日が設けてありますが、この時は学校行事や特別な事情がない限り全員帰省します。また、毎週末、希望者は帰省可とします。
- (3) 帰省期間中に残寮する場合および帰省日以外に特別に帰省の必要が生じた場合は、寮事務室に届け出て許可を受けます。
- (4) 帰省の際は、帰省許可証を発行します。この帰省許可証を持ち帰り、保護者または帰省先の保護者代理人に署名と捺印をしてもらい、帰寮後ただちに寮事務室に提出します。
- (5) 帰省先は、自宅およびこれに準ずると認められた家庭とします。ただし、帰省先が自宅以外の場合は、そのつど前もって保護者から寮母（寮監）に届け出るようにします。
- (6) 帰寮時間は、出校日の前日の正午以降、午後5時30分までとします。
- (7) (1)および(2)の全員帰省日は、寮を閉鎖しますので寮内に立ち入ることはできません。帰省時には寮内に忘れ物をしないようにしましょう。

8. その他の注意事項

- (1) 全員が部屋をあける場合は、最後に出る者が必ず消灯します。学習室や共同の場所の照明は、必要以上に点灯しないよう心掛け、点灯した場合には必ず消すようにします。
- (2) 私物をどこにでも放置しないようにしましょう。もし、置き忘れて紛失した場合は、必ず寮事務室に届け出ます。
- (3) 呼び出し等の放送には常に注意を払い、本人が気づかない時にはお互いに声を掛け合うようにしましょう。

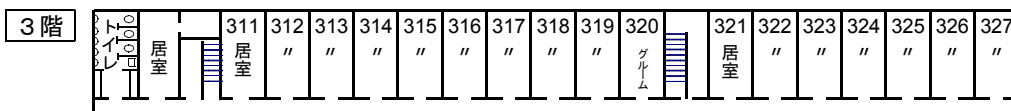
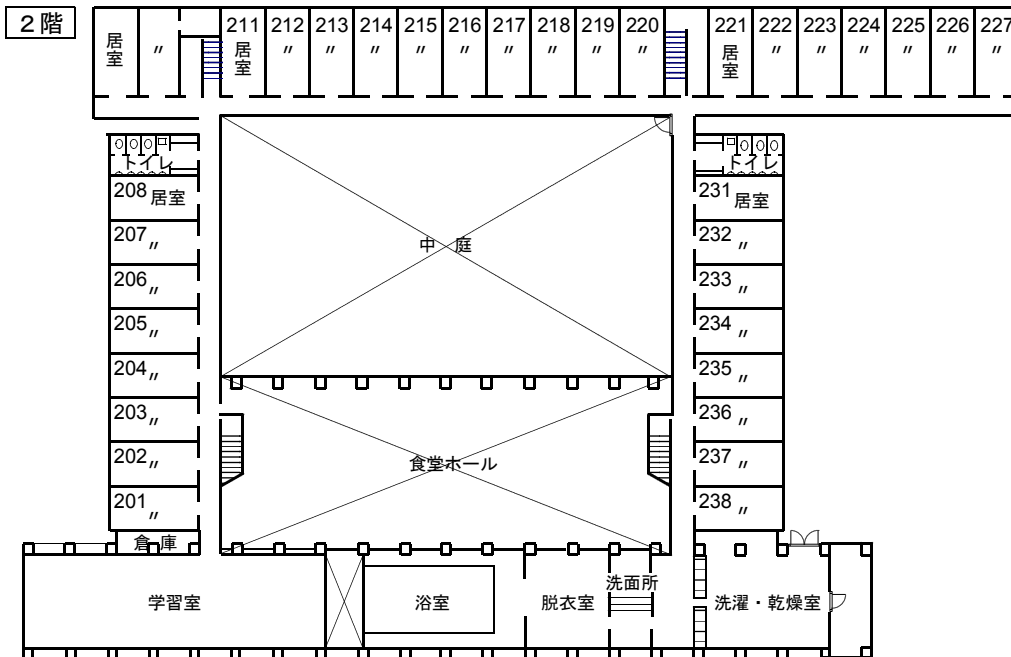
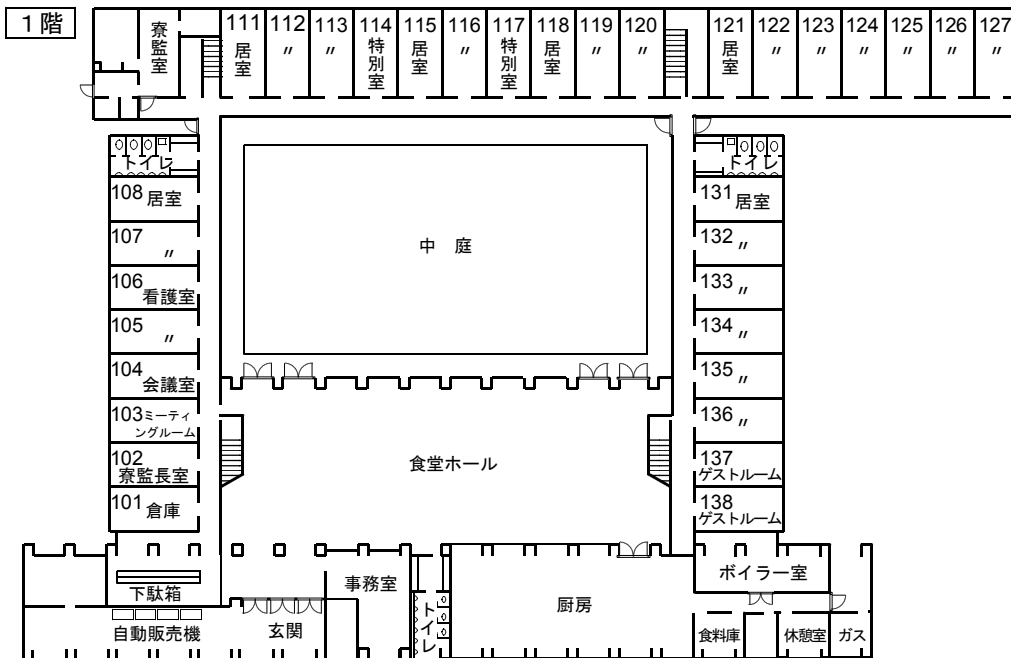
保護者の皆様へ

- (1) 寮生も通学生同様に、保護者名義の大分銀行の口座から授業料・寮費そして徴収金を引き落とします。
- (2) 入寮が決まったら、寮生名義の小遣い専用の大分銀行普通預金口座を設けてください。寮生の小遣いは、この通帳と各自の出納帳により管理します。そのため、**生徒名義の通帳と印鑑は寮で預かります。**
- (3) 授業料は毎月8日に寮費は9日、徴収金は20日に口座振替を、また、小遣い等は月末に引き落とし月初めに入金しますので残高不足とならないようにお願いします。
- (4) 口座での金銭の動きが判るよう、毎学期末に通帳の写しをお届けします。
- (5) 帰省の際に帰省許可証を持たせます。必ずご確認のうえ、署名と捺印をお願いします。
- (6) 帰省時に特別な事情があって自宅以外に宿泊する場合は、その旨保護者から届け出て寮監長の許可を受けてください。
- (7) ご子息の居室にご用のある場合、または面会する場合は、必ず寮事務室に申し出てからにしてください。その際は身分証明書（免許証等）を提示し、面会簿に必要事項を記入し許可を受けて下さい。
- (8) 生徒にはできるだけ間食をさせないようにしています。菓子や食品類の届け入れは控えるようにして下さい。
- (9) 所持品が多いと整理整頓ができません。できるだけ少なくしてください。また、在寮中に所持品が増えます。不必要なものは帰省日のときに持ち帰るようにして下さい。
- (10) ご子息にお届けになる物品、特に衣類には、必ず寮生番号を明記してください。
- (11) 寮の住所、および電話番号は下記のとおりです。

住所 〒870-0936 大分市岩田町1丁目1番1号 岩田学園樟英寮

電話 097-558-3007

樟英寮 各階平面図



案内図

